

5 資源ごみ（衣類）の分別について

注意

衣類はウエス（布切れ）として、雑巾や自動車工場などの油拭きとしてリサイクルされます。水や油が拭き取りやすい綿製のものだけを資源ごみ（衣類）に出してください。

（1）資源ごみ（衣類）としてリサイクルできるもの

●基準 ○綿製の衣類（綿の混合率が50%ぐらいのものであればOK）

【例】・Tシャツ、ポロシャツ、トレーナー、
・Gパン、綿パン
・Yシャツなどのシャツ
・シーツ、タオル類

※ボタン、ファスナーは外す必要はありません。

（2）資源ごみ（衣類）としてリサイクルできないもの → 燃やせるごみ（青の袋へ）

●基準 ○綿製以外のもの、綿製の衣類でも小さいものまたは材質が厚いもの

【例】・背広・スーツ（上下）、ワンピース
・学生服（上下）・職場の制服（上下）
・小さい物（靴下・パンツ・幼児服・ハンカチなど）
・化学繊維（ナイロン・テトロン・アクリルなど）100%の物
・セーター類全部（綿製のサマーセーター含む）
・座布団、綿入れ、毛布類（綿製含む）
・防寒服（コート、オーバー、ジャンパー、スキーウェアなど）
・コーデュロイジーンズ

6 その他の注意点について

●クレヨンで書いた画用紙、汚れた紙類（油・しょう油・泥など）はリサイクルできませんので、もやせるごみとして出してください。なお、汚れた部分が指定袋の外から見えない場合は、収集業者にわかりやすくするため、メモ用紙などに「汚れた紙類が入っています」と記入し、指定袋に貼るか、指定袋に直に大きく書いて集積所に出してください。

●不燃ごみで割れたガラスを出す場合、指定袋（緑）が破ける恐れがある時は、丈夫な透明の袋などに入れてから、指定袋（緑）に入れて出してください。

●ビン類、プラスチック類で、ラベルがのり付けしてあるものは、はがす必要はありません。

●分別の間違ったごみ袋には、右の黄色の紙を貼っていますので、指示事項（☑の箇所）に注意をし、再分別願います。

なお、再分別したごみは、一番下の欄の口（☑）を入れ（ / ）に日付を記入し、生活環境課または委託業者（協）仙南環境公社（☎25-1011）に連絡していただければ再収集します。

【ごみの分別・出し方に関する問い合わせ】

生活環境課

☎ 22-1314

仙南リサイクルセンター

☎ 33-2225（資源ごみ《紙類を除く》、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ）

角田衛生センター

☎ 0224-63-2140（もやせるごみ、可燃性粗大ごみ）